

(日経 BP 知財 Awareness / 2014 年 4 月 25 日掲載)

中国「大改正」商標法が 5 月から施行 (上)

冒認出願対策の規制を強化、審査・審判期限の設定には期待と不安も

中国商標法の改正が 2013 年 8 月 30 日に全国人民代表大会 (全人代) 常務委員会で採択され、2014 年 5 月 1 日より施行される。今回の改正は、10 年におよぶ準備期間、改正内容が大小合わせて 54 箇所にも及ぶことから、業界関係者から「大改正」と言われている。中国における日本の商標出願件数は米国に次いで 2 位の 21,572 件 (2012 年)。今後も現地での事業拡大に伴い増加が見込まれる。一方で、実務における日本との法制度上の違い、模倣品被害や冒認出願などに苦慮する日本企業も多い。本改正の背景と主なポイントについて、日中代理人双方の立場から北京銀龍知識産権代理有限公司・商標代理部の呂慧氏と傅文浩氏、三好内外国特許事務所・弁理士の河原正子氏に聞いた。

(まとめ：池田英一郎=テクノアソシエーツ)

10 年の準備、54 箇所に及ぶ大改正

傅氏：

中国商標法の改正は、1983 年 3 月 1 日に施行してから今回で 3 回目となる。過去 2 回の法改正ともに当時の政策に沿った形で行われた。

現行の中国商標法は、1970 年代後半からの当時の鄧小平氏による「改革開放」政策の流れで制定された。1 回目の改正は 1993 年 2 月に行われた。これは、天安門事件などを契機に国内経済が低迷する中、改革開放政策と市場経済の重要性を外国へアピールするための法改正だったといえる。2 回目の改正は 2001 年 10 月に行われた。これは、同年 12 月に加盟した WTO (世界貿易機関) への加盟要件を満たすための動きであった。そのため、現行の商標法は、TRIPs 協定とパリ条約にほぼ沿った内容となっている。

今回の法改正は、2003 年から準備作業が行われていた。過去 3 回にわたり全人代に法案が提出されてきたが、2013 年 8 月 30 日によやく通過し、2014 年 5 月 1 日より施行される。実に 10 年を費やし、54 箇所にも及ぶ内容であることから大改正といえる。改正は、あくまで原文を維持した形を取り、必要に応じて条文が追加された。

現状の中国商標の法制度では、主に 4 つの問題点が挙げられる。1 つが審査期間の長期化。

現状でも1件の出願から登録まで1年半かかる。以前は平均2~3年もかかっていた。次に冒認出願の問題がある。中国では他人の商標を登録する、あるいは既に登録されている区分とは違う区分で出願するといった横取り行為が横行している。そのため、現在では個人出願が制限されている。その他、権利侵害が多過ぎること、権利の維持コストが高いわりには権利侵害への救済措置が機能していないことが挙げられる。今回の改正でも主にこの4つの問題点を解消するための措置が取られている。

河原氏：

私の顧客でも中国での商標登録手続きには大変苦勞している企業は多い。

例えば、中国では通常の拒絶理由通知は無く、拒絶査定通知を受け取り、不服がある場合は即時に審判請求となる。しかも、応答期間が15日間以内ととても短い。この点については、中国に初めて商標出願する日本企業からも驚かれることが多い。中国代理人としても、短期間で拒絶内容を分析し、日本代理人を通じて日本企業との調整、社内承認を経て、コメントを付けて応答しなくてはならないので、極論すると双方の応答準備期間は実質1~2日しかない。通常、拒絶査定は金曜日に商標局（CTO）から通知されるので、中国代理人も週末残業が当たり前になっていると聞く。

著名商標（馳名商標）の効力についても誤解しやすい。日本では防護標章制度があり、登録が認定されると類似しない商品や役務についても保護され、他人の使用を禁止することができる。しかし、中国では原則としてその効力は事件ごとに認定され使用範囲も限られている。そのほか、制度の違い以外でも、文字などは国の文化に関わることなので仕方ないが、類似、非類似に対する考え方など日本企業側の自分の物差しでは理解に苦慮することは多い。



北京銀龍知識產權代理有限公司
商標代理部 副部長 商標代理人
呂慧氏



北京銀龍知識產權代理有限公司
商標代理部
傳文浩氏

審査・審判期限の設定は手続き迅速化に期待も質の低下を懸念

傳氏：

重要だと思われる主な改正ポイントについて、順を追って紹介したい。

まず、従来登録まで平均 1 年半かかっていた審査・審判の迅速化に向けては期限が規定された。しかし、現場では運用面での不安の声が上がっている。

新法第 28 条では、商標局での審査期間が最大 9 カ月と規定された。前述の通り、商標局における審査については出願内容に不備ある場合、拒絶理由通知がないまま、いきなり拒絶査定通知を受け取る流れとなっていたが、今回の法改正では審査官と出願人による応答機会が設けられることになった。応答機会の設定は審査官の所見で判断されるが、応答機会の時間もこの審査期限に含まれるため、時間を惜しむ審査官がこうした機会を軽視する可能性もありうる。

また、新法第 34 条では、商標評審委員会 (TRAB) における拒絶査定不服の審判期間が、最大 9 カ月と規定された。その他、異議申立て決定不服審判は 12 カ月、登録商標無効審判は 9 カ月 (絶対的禁止事由による無効審判の場合) と 12 カ月 (相対的禁止事由による無効審判の場合)、不使用取消決定不服審判は 9 カ月とそれぞれ規定された。

現行法の審判では申請人、相手側に 3 カ月の審判理由および証拠書類の補充期間が与えられているが、例えば無効審判の新たな期限である 9 カ月を当てはめると残りの審理期間は 3 カ月しかない。その 3 カ月の中には途中の郵送通知期間、商標評審委員会内部での手続き時間も含まれるため、実質的な審理期間は 1 カ月となる。そこで、「商標法実施条例 (草案)」第 62 条では、審判における補充期間を 30 日とすることになった。それでも審判官は大変であるが、自身の評定にも関わるため一生懸命審理期限を守るしかない。審理期限をクリアするため、すでに新人審査官の採用も行っている。それぞれの補充期間が大幅に短縮されることになると、今度は日本企業含め外国企業の対応が相当大変になる。

これら草案についての意見募集では、やはり 30 日に短縮された補充期間が波紋を呼んだ。特に、外国の企業・団体、および渉外の商標代理機構からは、30 日の補充期間があまりにも短すぎるとの意見が多かった。そこで、新たな動きとして補充期間を 3 カ月に戻すとともに、審理期限から排除する動きがあると聞いている。

河原氏：

マドリッド協定では 18 カ月以内でのファースト・アクションが規定されているが、今回のように審査期間全体の期限を法律で決めてしまう国は珍しい。拒絶査定を受けた際、引例に対して不使用取り消し審判をかけるが、2、3 年前までは日本同様に審決が確定するまで審査を待ってくれていた。しかし、昨年からは始まっている試行の中で、相手側の答弁もなく明らかに不使用で取り消し寸前の状況でも審査がどんどん進み、引例が生きのまま拒

絶再審で負けるケースを日本の多くの代理人が経験していたこともあり、審査期限の設定でこうした困難が増幅されることを懸念していた。訴訟を起こしても手間や費用がかかるだけなので、不使用取り消し審判の最中に再出願せざるをえないが、再出願となると当初の出願日も維持されないため、横から先に出願されるケースも想定される。しかし、新法下では、規則で審理を猶予する旨が明記されたので、その点の大きな危惧は払拭された。ただし、審査期間の短縮が否応なく強制されているので、すでに審査官、審査内容の質の悪化が目立ってきていると聞いている。

一商標多区分制導入のメリットは小さい？

傳氏：

国際基準への対応や、出願人のコスト削減を目的に、今回の改正で従来の一商標一区分から一商標多区分制度へ移行する。ここでは審査基準の揺れの問題が懸念されている。従来、審査官は1つの区分のみの審査で済んでいたため、当該分野における専門性の高い審査官も多かった。審査期限の規定と併せて、現場での混乱が予想される。

河原氏：

一商標多区分制度の導入は、日本企業にとっても一見、手間や費用負担が軽減すると思われるが、旧知の現地弁護士に聞いたところ、結果的に最初から区分ごとに出願した方が費用面でも安く収まる可能性が高く、有用性は低いという見解である。基本ガイドラインも何も示されていないので推測の域に過ぎないが、同氏によれば多区分制度が導入されても、拒絶査定がなされた場面以外、分割手続きの原則不可は間違いないと言う。拒絶理由のある区分を分割して、同時にその区分について不服の再審請求を行うことはできる。そうすれば、拒絶理由のない区分の方は公告され異議がなければ登録という運びになる。それ以外は分割手続きが不可のため、ある区分のみの第三者移転は不可。また、更新の際の一部だけの更新も不可となり、一旦取下げ手続きしてから残りを更新することになる。そのほか、従来、単区分制の下では「指定商品中の一部のみが引例とバッティングする場合の取り扱い」が認められていたが、多区分制の下で一部の区分のみに拒絶理由があるケースと複合的に生じた場合はどうなるか、複雑である上、まったくの不明である。料金もさほど割安にはならないように設定されるのではと聞く。



三好内外国特許事務所
所長代理 弁理士
河原正子 氏

傳氏：

条例の草案では、分割手続きについて拒絶査定が出た場合しか使用できないことがほぼ確定している（条例 24 条）。そのため、出願人または権利者に有利な分割制度になってないとの批判の声も多い。また、費用については、法改正を管轄する部門とは異なる国務院の部門が管轄しているため、現段階ではどのようになるのか不明である。しかし、内部関係者の話では、一商標多区分制になり、商標局に支払う印紙代は安くなる方向のようである。また、国内の商標代理機構においては現時点で手数料を決めているところが少なく、国務院の動向を見ている。

冒認出願対策に対する規制強化、保護拡大

呂氏：

次に、公正な市場競争・市場秩序の維持を目的に、代理人の悪意による冒認出願行為への対策として、現行商標法第 15 条で代理人範囲の拡大解釈と新たな条文が追加された。

現行法での規制対象は代理・代表関係成立後の代理人・代表者による冒認出願行為であり、被代理人・被代表者が異議申し立てを行えば、その登録を拒絶、使用禁止させることができた。しかし、冒認出願行為は協議中、つまり代理人（委任代理人）が被代理人から代理権を授権する前段階から発生することも多い。こうした現状を踏まえ、最高人民法院の拡大解釈により、仮に協議段階でも現行法 15 条で規制範囲とした。時間軸の拡大解釈をし、代理人範囲は関係形成中の代理人、代表者、ディーラーなども含まれることになる。ただし、最終的に代理・代表関係を形成していることを要する。実際のビジネスでは、協議が破綻して結果的に代理・代表関係が不成立となることも多い。私に関わった事件でも、代理契約の協議中に冒認出願行為を受けた際、異議申し立て、審判、審決取消訴訟の一審すべてに負けた。Eメールの記録や提案書、商品写真などの証拠もあったが、代理関係の形成が認められないと判断された。この拡大解釈については、まだ中国国内でも意見が割れており、裁判官によって見解が異なっている状況である。

さらに、今回追加された第 2 項では、代理人、代表者関係以外にも契約、取引関係などを通じて当該他人の商標の存在を知り、当該他人が異議申し立てを行った場合、主張が認められれば出願が拒絶、または登録が無効になるとした。この追加条文は、台湾商標法から引用しているが、台湾ではこの第 2 項の内容のみ記載されている。

河原氏：

この改正点については、パリ条約（6 条 2）を遵守したと思われる。日本でも代理人関係が無い場合でも状況証拠に応じて救済措置が取られることが多い。